

平成23年1月18日

小嶋 哲雄 殿

横浜地方裁判所第3民事部
裁判所書記官 三輪 眞一郎

ご 連 絡

平成23年1月5日付け「ご教示のお願い」に対し、本日窓口にいらっしやいました際、ご説明しようとしたのですが、お帰りになりましたので、法律をお示しします。

利害関係人の呼出は下記の民事調停法第11条2項によるものです。

民事調停法第11条2項

調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

※ 民事調停法第11条1項は自ら参加申し出をする場合で、2項は調停委員会が参加をさせるということになる。

もう一点、暮れに小嶋さん外1名の、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」という。）第9条の関係権利者として参加申立され、許可されなかった件について、法律をお示しします。

特定調停法第9条

特定調停の結果について利害関係を有する関係権利者が特定調停手続に参加する場合には、民事調停法第11条1項の規定にかかわらず、調停委員会の許可を受けることを要しない。

関係権利者について

特定調停法第2条4項

この法律において「関係権利者」とは、特定債務者に対して財産上の請求権を有する者及び特定債務者の財産の上に担保権を有する者をいう。

以上です。